

令和6年度診療報酬改定に関する お問い合わせ（ご質問）の取扱いについて

1. 令和6年度の診療報酬改定に関するお問い合わせは以下の通り対応させていただきます。
 - 算定要件に関するご質問：メールにより対応いたします。
 - 施設基準や保険医療機関の指定申請等に関するご質問：お電話又はメールにより対応いたします。

メールでご質問いただく場合は、当事務所ホームページより質問票をダウンロードしていただき、質問事項を記載の上、関東信越厚生局千葉事務所 照会専用メールアドレスあて（gigisyo-05@mhlw.go.jp）メールにてお送りいただきますようお願いいたします。なお、施設基準の質問や算定要件の質問が複数ある場合には、お手数ですが、それぞれ質問票を作成していただきますようお願いいたします。
2. 施設基準に係るご質問につきましては、お急ぎの方はお電話によりご照会いただきますよう、お願いいたします。
3. 質問票の受付順に電話にて回答させていただきますが、質問内容によっては厚生労働省（本省）への確認を要するなど、回答に時間がかかることがあります。予めご了承くださいますようお願いいたします。
4. 診療報酬改定時期は、照会・届出受付・審査業務等が集中するため、電話がつながりにくくなっていますので、恐れ入りますが予めご承知おきいただきますようお願いいたします。
5. 診療報酬改定に関する通知（「疑義解釈の送付」等）が厚生労働省及び関東信越厚生局のホームページに逐次掲載されますので、そちらもご参照願います。
6. 千葉事務所において、ご質問は千葉県内の保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションに限らせていただきます。

関東信越厚生局千葉事務所

照会専用メールアドレス：gigisyo-05@mhlw.go.jp

施設基準等に係るご質問の連絡先：043-382-8101